

親族間の対立・不和が訴訟に発展

役員・株主間の対立解消は困難、 株主による会社解散請求を容認

原告株主が被告会社に対し、会社法833条1項に基づき被告会社の解散を請求していた事件で、原告株主による解散請求を認める判決が下された（東京地裁平成28年2月1日）。

裁判所は、原告株主と被告会社の代表取締役（両者はそれぞれ発行済株式の50%を実質保有しているほか、代表取締役の権利義務者である）との間の不和・対立を解消することが極めて困難なこと、取締役の改選や総会開催が困難なこと、会社の運営に必要な意思決定ができない状況であることなどを踏まえると、解散以外の方法により状況を開拓することはないと判断。会社法833条1項に基づく被告会社の解散判決を下した。

会社を解散することについてやむを得ない事由があるか否か

会社法833条1項では、「株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、または生ずるおそれがあるとき」（同項1号）に該当する場合で、「やむを得ない事由があるとき」は、同項所定の株式を有する株主は株式会社の解散を請求することができる旨が規定されている。本件は、不動産管理会社である被告会社の発行株式を50%保有するとともに代表取締役としての権利義務を有する原告株主が会社法833条1項に基づき被告会社の解散を請求した事件だ。

本件の発端は、原告株主とともに被告会社の代表取締役としての権利義務を有する代表

者A（原告株主の妹である）と原告株主との間の不和・対立によるもの（被告会社の役員は原告株主と代表者Aの2名のみ）。

被告会社の解散を請求する裁判のなかで原告株主は、株主総会や取締役会を開催して被告会社の意思決定をすることができないなどの状況にあるため、被告会社の解散以外の方法によりこのような状況を開拓することはできないなどと主張。これに対し被告会社は、原告株主と代表者Aとの不和・対立はあるものの、現在も事業継続が可能である点などを指摘したうえで、被告会社を解散することについてやむを得ない事由があるとは認められないなどと主張した。

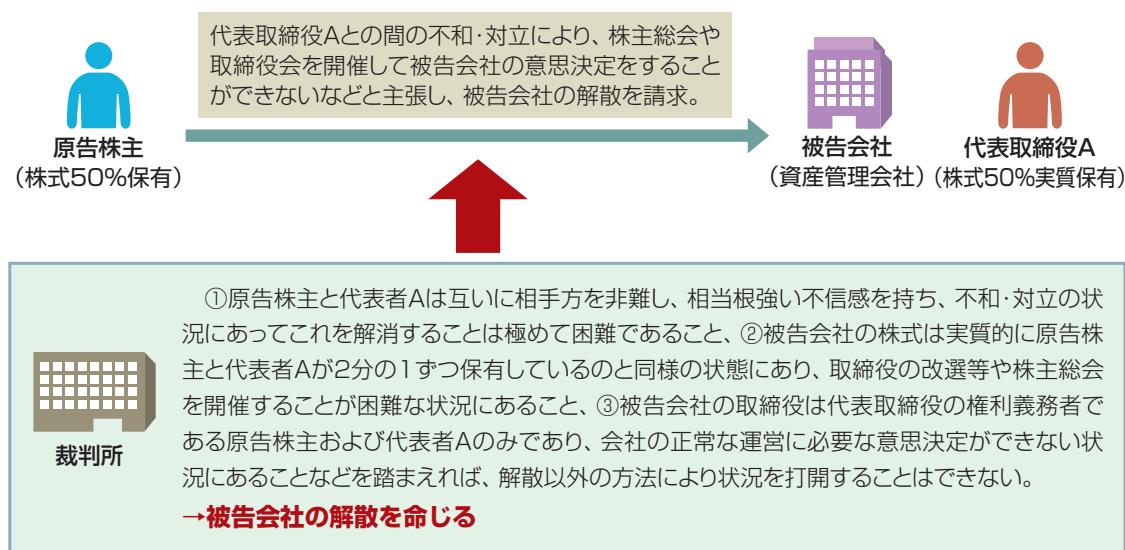
裁判所、会社解散以外の方法により状況を開拓することはできず

やむを得ない事由などの解釈を示す

裁判所は、まず、会社法833条1項が規定する「株式会社が業務の執行において著しく困難な状況」について、例えば株主や取締

役が等分に対立していて相互の対立、不信が極めて強く取締役の改選等を行ってみても停滞を打破することができないような場合や、そもそも株主総会を開催して取締役の改選決

【図】 事案の概要および裁判所の判断内容



議をすることが困難な場合をいうと解釈。

また、同項が規定する「やむを得ない事由があるとき」については、株主間の不和等を原因として会社の正常な運営に必要な意思決定ができないために、業務の継続が不可能となり、会社の存続自体が無意味となるほどに達しているときに、会社維持の観点から解散をしないで別の公正かつ相当な方法でその状況を開けることができない場合をいうと解釈した。

一方による株式譲渡での解散回避も不可能

そして、本件について裁判所は、①原告株主と代表者Aは互いに相手方を非難し、相当根強い不信感を持ち、不和・対立の状況にあってこれを解消することは極めて困難であること、②被告会社の株式は実質的に原告株主と代表者Aが2分の1ずつ保有しているのと同様の状態にあり、取締役の改選等や株主総会を開催することが困難な状況にあること、③被告会社の取締役は代表取締役の権利義務者である原告株主および代表者Aのみで

あり、会社の正常な運営に必要な意思決定ができない状況にあることなどを認定。

この点を踏まえ裁判所は、被告会社の業務の継続が不可能となり、会社の存続自体が無意味となるほどに達していると言わざるを得ないこと、原告株主と代表者Aとの間で被告会社の株式を一方に譲渡することにより解散を回避することも不可能となっていることからすれば、解散以外の方法により状況を開けることはないと判断した。

また、正常な運営に必要な意思決定ができない状況にある被告会社において、このままでは物件の適切な維持管理等が行われず、いずれ家賃収入を得ることすら難しくなることが想定されるなどと指摘。

そのうえで、被告会社については業務の執行において著しく困難な状況に至り、被告会社に回復することができない損害が生ずる恐れがあり、被告会社を解散するにつきやむを得ない事由があると認められたとしたうえで、被告会社の解散判決を下した。